## 第28号議案

## 平成30年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	382床
280,	820人
97,	820人
183,	000人
1,	018人
	268人
	750人
	97, 183,

(4) 主要な建設改良事業

建物設備改良工事費28,000千円器 械 備 品 購 入 費333,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入			
第1款 病院事業収益			7,	902,	200千円
第1項 医 業 収	益		6,	944,	160千円
第2項 医業外収	益			958,	010千円
第3項 特 別 利	益				30千円
支		出			
第1款 病院事業費用			8,	129,	700千円
第1項 医 業 費	用		7,	837,	4 1 1 千円
第2項 医業外費	用			272,	269千円
第3項 特 別 損	失				20千円
第4項 予 備	費			20,	000千円
(資本的収入及び支出)					

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額431,000千円は過年度分損益勘定留保資金431,000千円で補てんするものとする。)。

収	入		
第1款 資本的収入		721,	800千円
第1項 企 業 債		235,	000千円
第2項 出 資 金		486,	600千円
第3項 固定資産売却代金			100千円
第4項 投資償還金			100千円
支	出		
第1款 資本的支出	1,	152,	800千円
第1項 建設改良費		366,	004千円
第2項 企業債償還金		773,	6 2 1 千円
第3項 投 資		13,	175千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

単位:千円

事項	期間	限度額
蒲郡市看護師等 修 学 資 金	蒲郡市看護師等修学資金貸与 条例に基づき、平成30年度 において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資 金貸与条例に基づき、 平成30年度において 貸与を決定した額
名古屋市立大学 寄附講座事業	平成31年度~平成32年度	60,000

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。
- (1) 起 債 の 目 的 医療機器等整備事業費に充てるため。
- (2)限 度 額 235,000千円
- (3) 起債の方法 証書借入

借入時期は平成30年度中とする。ただし、事業の進捗 状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて 借入れることができる。

- (4) 利 率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
  - (2)資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。
  - (1)職員給与費

4, 462, 296千円

(2) 交 際 費

1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、918,792千円と定める。 (重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名 称	数量
	医用画像サーバー	一 式
器械備品	磁気共鳴診断装置	一 式
	臨床検査機器	一式

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉